

議案第 39 号

指定管理者の指定事項の変更について

平成 22 年 6 月 22 日議決の北名古屋市憩いの家とくしげの指定管理者の指定について、別紙のとおり議決事項を変更するものとする。

平成 24 年 3 月 2 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、指定した指定管理者が公益認定を受けて、公益社団法人に移行するため必要があるからである。

北名古屋市憩いの家とくしげ指定管理者

事項名	変更前	変更後
2 指定の相手方	北名古屋市西之保中社 8 番地 社団法人 北名古屋市シ ルバー人材センター 会長 森 川 孝 一	北名古屋市西之保中社 8 番地 公益社団法人 北名古屋 市シルバー人材センター 会長 森 川 孝 一